

「ゆきまんてん」生産組織登録実施要綱

（目的）

第1条 本要綱は、「ゆきまんてん」の生産組織の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査機関の設置）

第2条 山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長（以下「本部長」という。）は、生産組織登録の審査等を行う機関として、「つや姫」生産者認定、並びに「雪若丸」・水稻新品種等生産組織登録に係る委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 本部会の設置要領は別に定める。

（生産組織の要件）

第3条 本部長が、山形県内で「ゆきまんてん」の栽培を希望する生産組織を登録する。生産組織は、次の要件を全て満たしていることとする。

- （1）JA等の水稻部会、「ゆきまんてん」を生産する3戸以上の農業者で構成する組織、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4第1項に規定する事業を行う法人をいう。）または農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）（以下「生産組織」という。）で、定款または規約を有していること。
- （2）生産組織の水稻作付面積が10ha以上であること。
- （3）生産組織の構成員全てが、県農業再生協議会及び地域農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に協力していることを基本とする。
- （4）「ゆきまんてん」の具体的な販売計画を有すること。
- （5）「ゆきまんてん」の種子の譲渡や自家採種は行わないこと。

（栽培要件）

第4条 生産組織は栽培マニュアルに沿った栽培を行うこととする。

（生産）

第5条 主食用米に限定せずに、非主食用米（加工用米・新規需要米等）としても生産可能とする。

（申請）

第6条 本部長は、「ゆきまんてん」を栽培しようとする生産組織を一定の期間を設けて申請を募るものとする。

- 2 登録を受けようとする生産組織の長は、「ゆきまんてん」生産組織登録申請書（別記様式第1号）及び「ゆきまんてん」販売計画書（別記様式第2号）に生産組織の定款または規約を添えて、山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進地域本部長（以下「地域本部長」という。）に提出するものとする。

- 3 地域本部長は第2項で提出あった申請書類の登録要件を確認したうえで本部長に提出するものとする。
- 4 地域本部長は、申請内容を補足する必要があると認めるときは、生産組織の長に対して追加の資料提出等を求めることができるものとする。

(登録の審査)

- 第7条 本部長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、登録要件に関する審査（以下「登録審査」という。）を委員会に付託するものとする。
- 2 委員会は、前項による付託があった場合は、申請書類その他必要な事項について別に定めるところに基づき登録審査を行い、その結果を本部長に報告するものとする。
 - 3 申請者は、登録審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

(登録)

- 第8条 本部長は、登録審査において、第3条の要件を満たしていると認めた場合、「ゆきまんてん」生産組織として登録し、「ゆきまんてん」生産組織登録通知書（別記様式第3-1号）を用い生産組織の長に通知するものとする。
- 2 本部長は、申請内容が第2条の要件を満たさない場合は、「ゆきまんてん」生産組織非登録通知書（別記様式第3-2号）を用い生産組織の長に通知するものとする。
 - 3 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から当該翌年度の3月31日までとする。

(登録の変更)

- 第9条 生産組織の長は、申請書類に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、本部長に「ゆきまんてん」生産組織登録変更届（別記様式第4号）を提出するものとする。
- 2 本部長は、変更内容が適当と認められるときは、登録を変更する。

(登録の廃止)

- 第10条 生産組織の長は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに本部長に「ゆきまんてん」生産組織廃止届出書（別記様式第5号）を提出するものとする。
- (1) 生産又は販売を中止又は廃止し、再開の見込みがないとき。
 - (2) 生産組織を解散したとき。
- 2 本部長は、届出を受理し、当該生産組織の登録を抹消する。

(生産者の報告)

- 第11条 登録を受けた生産組織の長は、各年の12月10日までに翌年産「ゆきまんてん」の生産者について、「ゆきまんてん」生産組織生産者報告書（別記様式第6号）を用い本部長に報告するものとする。

(生産・販売実績の報告)

第12条 登録を受けた生産組織の長は、当該生産組織の「ゆきまんてん」の出荷に係る実績について、当該年10月1日から翌年2月末日までの状況を同年3月10日までに「ゆきまんてん」生産・販売実績報告書（別記様式第7号）を用い本部長に報告するものとする。

(報告の徴収等)

第13条 本部長は、必要があると認めるときは、登録を受けた生産組織の長に対して「ゆきまんてん」に係る報告等を求めることができる。

(登録の取消)

第14条 本部長は、登録を受けた生産組織が次の各号のいずれかに該当したときは登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (2) 本部長が求める報告を正当な理由がなく拒否したとき。

(登録を受けた生産組織及び当該生産組織に属する者の責務)

第15条 登録を受けた生産組織及び当該生産組織に属する者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 栽培マニュアルで定める品質・食味・栽培基準等を遵守すること。
- (2) 種子の再譲渡及び自家採種を行わないこと。
- (3) 自家消費等を除き、全量出荷（販売）すること。
- (4) 県内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行い、「ゆきまんてん」の認知度向上と普及に努めること。
- (5) 「ゆきまんてん」の出荷量、流通状況及び消費動向については随時把握に努めること。
- (6) 「ゆきまんてん」の計画的な生産、販売及び品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。

2 「ゆきまんてん」の生産、流通及び販売等において、当該生産物に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、登録を受けた生産組織の長がその責任を負うものとし、当該登録を受けた生産組織の長は、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

3 登録を受けた生産組織の長は、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じた措置等について、「ゆきまんてん」事故等報告書（別記様式第8号）を用い、早急に本部長あて報告しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月28日から施行する。

「ゆきまんてん」生産組織登録申請書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長 殿

所在地

申請者（代表者）

このことについて、「ゆきまんてん」生産組織登録実施要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、同実施要綱第 15 条の規定による登録を受けた生産組織及び当該生産組織に属する者の責務を遵守することを申し添えます。

記

1 申請組織の概要

生産組織の名称 代表者の職氏名			
所在地、電話番号			
事務局及び事務担当者 TEL、E-mail			
構成員の人数			
構成員による県及び地域農業再生協議会が提示する「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産への協力の有無			
水稻作付面積の合計	h a		
「ゆきまんてん」作付希望面積	令和 9 年	計	h a (①+②)
		うち主食用米	h a ①
		うち非主食用米（加工用米・新規需要米等）	h a ②
	令和 10 年	計	h a (③+④)
		うち主食用米	h a ③
		うち非主食用米（加工用米・新規需要米等）	h a ④

2 種子の購入先（予定）

--

添付書類（○印記入）

- ・「ゆきまんてん」販売計画書（別記様式第 2 号）
- ・ 生産組織の定款または規約
- ・ 法人登記簿謄本（全部事項証明書、法人の場合のみ）

「ゆきまんてん」販売計画書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長 殿

生産組織名

住所

代表者の職氏名

このことについて、「ゆきまんてん」生産組織登録実施要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり「ゆきまんてん」販売計画書を提出します。

記

1 販売予定先及び 販売予定数量	販売先	数量
		トン
		トン
		トン
2 販売期間		
3 販売価格の考え方		
4 その他		

「ゆきまんてん」生産組織登録通知書

申請組織あて

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長

このことについて、「ゆきまんてん」生産組織登録実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 生産組織名及び構成員数
- 3 所在地
- 4 生産面積
- 5 有効期限

「ゆきまんてん」生産組織非登録通知書

申請組織あて

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長

このことについて、「ゆきまんてん」生産組織登録実施要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり登録なりませんので通知します。

記

非登録の理由

「ゆきまんてん」生産組織登録変更届

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長 殿

生産組織名 (登録番号 第 号)

住所 (法人又は生産者生産組織の場合は、主たる事業所の所在地)

代表者の職氏名

このことについて、「ゆきまんてん」生産組織登録実施要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり登録内容等変更を届けます。

記

1 変更を行う項目及び内容

(1) 項目名

(2) 内 容

<変更前>

<変更後>

2 変更理由

「ゆきまんてん」生産組織廃止届出書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長 殿

生産組織名 (登録番号 第 号)

住所 (法人又は生産者生産組織の場合は、主たる事業所の所在地)

代表者の職氏名

このことについて、「ゆきまんてん」生産組織登録実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり「ゆきまんてん」生産組織の廃止を届け出ます。

記

廃止事由

「ゆきまんてん」生産組織生産者報告書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長 殿

生産組織名（登録番号 第 号）

住所（法人又は生産者生産組織の場合は、主たる事業所の所在地）

代表者の職氏名

このことについて、「ゆきまんてん」生産組織登録実施要綱第11条の規定に基づき、別添のとおり登録生産組織における生産者を報告します。

別添

〇〇生産組織「ゆきまんてん」生産者名簿

番号	氏名	住所	「ゆきまんてん」 作付面積 (ha)	県及び地域農業再生協議会 が示す「生産 の目安」への 協力の有無 (○、×)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					

※ Excel ファイルで作成した一覧表電子データを別途提出すること

「ゆきまんてん」生産・販売実績報告書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長 殿

生産組織名 （登録番号 第 号）

住所 （法人又は生産者生産組織の場合は、主たる事業所の所在地）

代表者の職氏名

令和 年産「ゆきまんてん」の生産・販売の実績について、「ゆきまんてん」生産組織登録実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 集出荷及び仕分け数量

収穫数量 (kg)	集出荷数量 (kg)	基準達成数量 (kg)	基準未達成数量 (kg)	基準未達成の理由

2 基準達成米の流通・販売状況

販売先	数量 (kg)	価格	備 考

3 基準未達成米の流通・販売状況

販売先	数量 (kg)	価格	備 考

「ゆきまんてん」事故等報告書

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部長 殿

生産組織名（登録番号 第 号）

住所（法人又は生産者生産組織の場合は、主たる事業所の所在地）

代表者の職氏名

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事故内容	
2 対応状況	
3 対応結果	
4 その他	